

堺市と株式会社 ECOMMIT による

環境に配慮した資源循環等の推進に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と株式会社 ECOMMIT（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は緊密な連携のもと相互に協力し、それぞれの資源や機能等の活用を図り、ごみの減量やリユース活動等、環境に配慮した資源循環等を促進し、市民サービスの向上及び4 Rに根差した循環型社会の形成に寄与することを目的として協定を締結する。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 市民から排出される使用可能な物品のリユース促進につながる事業に関すること。
- (2) その他、本協定の目的を達成するために甲及び乙で合意した事項に関すること。

（実績報告）

第3条 乙は、リユース品の取引を行った実績を甲に報告する。報告の詳細（方法・時期を含む。）については、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

- 2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙から、本協定の内容について変更の申し出があった場合は、その都度協議のうえ、書面により必要な変更を行うものとする。

（有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から書面による特段の申し出がないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の定めに関わらず、30日前までに書面をもって通知し、相手方と協議し書面により合意した場合、本契約の全部又は一部を解約することができる。

(反社会的勢力への対応等に関する特則)

第7条 甲及び乙は、反社会的勢力(暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。)と関係を持たないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (3) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (4) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙が協議してこれを定めることとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年2月22日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 永藤 英機

乙 鹿児島県薩摩川内市水引町2803番地
株式会社 ECOMMIT
代表取締役 CEO 川野 輝之